



熊本県公報

号外 第 23 号

平成 26 年 4 月 11 日 (金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始 (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示第 403 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 26 年 4 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 4 月 11 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	上益城郡御船町大字小坂字上船橋 26 番 1 地先から 上益城郡御船町大字木倉字三藏 1130 番 2 地先まで	1516	

2 供用を開始する期日 平成 26 年 4 月 11 日